

部の課題・重点施策

区民生活部

事業名	内容
私道防犯灯 L E D 化促進事業 (地域振興課)	町会、自治会が所有する私道防犯灯の設置・維持管理にかかる経費は、区が条例等に基づき助成している。 平成 24 年度より不具合の発生した機器を対象に省エネルギー効果の高い L E D 灯への付替えを開始し、平成 25 年度からは町会・自治会各 2 灯の計画的な付替えを行っているところであるが、節電効果や電気料金改定などの状況から、平成 27 年度は町会・自治会各 3 灯とし L E D 灯への付替えを加速化する。(27 年度予算額 31,754 千円)
国勢調査 (地域振興課)	国勢調査は、統計法に定める基幹統計調査として実施する人及び世帯に関する全数調査である。その結果は、国及び地方公共団体の各種行政施策はもとより、企業、団体その他各方面の利用に供されている。大正 9 年の第 1 回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として 5 年ごとに実施されており、平成 27 年に実施する調査はその 20 回目に当たる。
臨時福祉給付金の確実な実施 (臨時福祉給付金課)	消費税増税に伴い低所得者に与える影響に鑑み給付される臨時福祉給付金制度が 27 年度においても継続して実施されることから、昨年度と同様に対象者への周知を行い、適切かつ確実な給付に努める。
税制改正への適切な対応 (税務課・滞納対策課)	平成 27 年度税制改正大綱により決定された地方税に係る改正項目について、特別区税条例の改正を遅滞なくに行い、適正な特別区税の賦課徴収に努めていく。 ＜主な改正項目＞ ・個人住民税関係 ①少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置の拡充 ②自治体に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）の拡充 ・特別区たばこ税関係 旧 3 級品の紙巻たばこに適用されている特例税率の段階的廃止 ・軽自動車税関係 軽自動車税のグリーン化特例の実施

滞納対策事務の一元化等による滞納整理の促進 (税務課・滞納対策課)	特別区税、国民健康保険料等の強制徴収債権及び奨学資金、福祉貸付金等の非強制徴収債権につき、一元的な滞納処分を行うなど、高額案件・長期滞納案件の滞納整理を効率的に行うとともに、各部局の滞納整理の支援を行う。また、全庁的な債権管理の適正化に向けた検討を進める。
医療保険制度改革への対応 (国保年金課)	平成 30 年度から国保運営を都道府県単位とする法改正が予定されている。広域化に伴い、様々な変更が想定されるが詳細は今後、国と地方の協議によりまとまっていく予定である。 ＜改正案の概要＞ ① 国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化する。 ② 平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、区市町村と共に国保を運営する。 ③ 都道府県は、国保の運営方針を定め、標準保険料率等の設定と区市町村ごとの分賦金(国民健康保険事業費納付金)を決定するとともに、保険給付に要する費用を支払う。 ④ 区市町村は、保険料の賦課・徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業などを実施する。
社会保障・税番号制度への対応 (戸籍住民課)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令が公布され、個人番号の指定・通知等については平成 27 年 10 月 5 日から、個人番号の利用・個人番号カードの交付については平成 28 年 1 月 1 日から開始となることが決定された。 番号制度は国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であることから、番号制度実施に向け、個人番号の通知及び個人番号カードの交付を円滑かつ確実にやっていく。
〔コンビニエンスストアでの証明書等交付サービスの導入〕	個人番号カードの交付が開始される平成 28 年 1 月を目標に、コンビニエンスストアに設置されている端末機からの証明書等の交付サービスの実施に向け準備を行う。

JNIS - 情報化の機構. H21.07.27.

LG1 (イン) 全体に格納、証明書をもてアクセス

基幹系システム再構築への対応 (税務課・滞納対策課) (国保年金課) (戸籍住民課) (地区サービス事務所)	現在、住民記録・税・国保等で利用している基幹系システムを社会保障・税番号制度をはじめとした各業務の制度改正等への対応のため全面更新を行うこととし、平成28年1月の稼働に向けた準備を行っている。今後、テスト等、スケジュールに沿った作業を進め、情報課を含め関係各課が連携しながら、円滑なシステム移行に取り組んでいく。
豊かな地域コミュニティの形成と支援 (地区サービス事務所)	昭和49年4月に設定した『地区』及び『住区』を基本に、地区サービス事務所を設置し、コミュニティ形成の支援などを行っている。 具体的には、公証事務のほか、住区ごとにおかれた「住区住民会議」、町会・自治会などの地域のコミュニティ団体の活動支援や住区センターの施設管理などを行っている。 地域のコミュニティ形成は、従来、主に区民の交流を中心とした活動への支援によって育まれてきたが、最近では一人暮らし高齢者の見守りや災害時の対応など重い役割が期待され、これらの活動が定着していくためには、区民の深い理解と協力が欠かせない。こうしたことから、めぐろ区報に「目黒区が育むコミュニティ」に関する特集記事などを掲載し、区民のコミュニティ活動への参加を促している。

戸籍・住民票・納税証明など

請求の際は、運転免許証やパスポート・在留カード・特別永住者証明書など本人確認ができるものをお持ちください。郵送請求(P24参照)できるものもあります。

請求窓口欄の「地区」は北部・中央・南部・西部地区サービス事務所、「行政」は駒場・目黒駅・緑が丘行政サービス窓口です(P8・10参照)。いずれかで申請してください。

※公的年金の申請等に添付する戸籍証明・住民票の写しなどは、手数料が免除になる場合がありますのでお問い合わせください。

種 別	手数料	請求窓口			請求するときの注意事項	お問い合わせ
		地区	行政	戸籍 住民課		
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	1通450円	○	○	○	委任状または承諾書が必要となる場合があります。また、理由の明示がないときは発行できない場合があります。 なお、戸籍および戸籍附票の閲覧はできません	戸籍住民課戸籍証明係 ☎5722-9806 (本籍が目黒区にない場合は、本籍地の区市町村)
除籍全部事項証明書(除籍謄本) 除籍個人事項証明書(除籍抄本)	1通750円	○	○	○		
改製原戸籍(謄本・抄本)	1通750円	○	○	○		
戸籍一部事項証明書	1通450円	—	—	○		
除籍一部事項証明書	1通750円	—	—	○		
戸籍の附票の写し	1通300円	○	○	○	本人以外が請求するときは、委任状または承諾書が必要です	
身分証明書	1通300円	○	○	○		
不在籍証明書	1通300円	○	○	○		
戸籍届出の受理証明書	1通350円	—	—	○	本籍地にかかわらず、届け出を受理した区市町村で発行します。委任状または承諾書が必要となる場合があります	届け出先の区市町村の戸籍係
住民票の写し	1通300円	○	○	○	特に必要がないときは、日本人のかたは続柄・本籍、外国人住民のかたは国籍地域・在留資格等を省略して証明します。他人の住民票の写しなどを請求するときは、委任状添付または関係・具体的理由の明示が必要です。場合により交付できません	戸籍住民課住民記録係 ☎5722-9884
住民票の記載事項証明書	1通300円	○	○	○		
広域交付住民票	1通300円	○	—	○	広域交付住民票(本籍の表示を省略)は、住民基本台帳ネットワークが接続している全国の区市町村で、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートなどの提示により、本人もしくは本人と同一の世帯について交付を受けることができます。 外国人住民のかたは平成25年7月8日から利用できるようになりました	
住民基本台帳カード	1件500円	○	—	○	外国人住民のかたは平成25年7月8日から利用できるようになりました	
電子証明書	1件500円	—	—	○	住民基本台帳カードをお持ちください。 外国人住民のかたは平成25年7月8日から利用できるようになりました	
不在住証明書	1通300円	○	○	○		
住民票の個別閲覧	1世帯100円	○	○	○		
住民記録一覧表の閲覧	30分6,000円	—	—	○	詳細はお問い合わせください	
印鑑登録	1件100円	○	—	○	詳細はP23をご覧ください	
印鑑登録証明書	1通300円	○	○	○	印鑑登録証のみ必要です	
住居表示変更証明書	無 料	○	—	○		
納税・課税・非課税証明書	1通300円	○	—	○	本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)を持参してください。代理人が請求するときは、委任状も必要です。地区サービス事務所では発行できない場合があります。車検用の軽自動車税納税証明書は無料です	問い合わせおよび郵送請求は、 税務課税務係 ☎5722-9819 窓口での請求は、 戸籍住民課住民記録係 ☎5722-9884
軽自動車税納税証明書	1通300円	○	—	○		

種 別	手数料	請求窓口			請求するときの注意事項	お問い合わせ
		地区	行政	戸籍 住民課		
国民健康保険料の納付証明書	1通300円	—	—	—	本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)を持参してください。代理人が請求するときは、委任状も必要です	国保年金課収納係 ☎5722-9610
介護保険料の納付証明書	1通300円	—	—	—		介護保険課介護保 険資格・保険料係 ☎5722-9863

印鑑登録

各地区サービス事務所(東部地区を除く) 参照 P8・10
戸籍住民課住民記録係 ☎5722-9884

●印鑑登録とは

印鑑登録とは、各個人の印鑑を区市町村に登録しておくことで登録された印鑑は「実印」となり、「認め印」と区別されます。個人が財産上の取引などをする際に、使用した印鑑が「実印」であることを証明するのが「印鑑登録証明書」で、大変重要な証書となります。他人に悪用されると大きな損害を被ることもあり、不必要に登録することはむしろ事故につながる危険性があります。登録したら実印と印鑑登録証(カード)は、必ず別々の場所に保管してください。なお、目黒区から転出したときは自動的に登録は抹消されます。転出先で登録が必要な場合は、住所地の区市町村窓口で新たに登録してください。

●印鑑登録をすることができるか

区内に在住し、住民基本台帳(住民票)に記載のあるかた(一人につき1個)。ただし、成年被後見人・15歳未満のかたは登録できません。

●登録の手続き

登録する本人が印鑑を持って申請してください。

本人・代理人の別に限らず、本人の意思の確認が必要となりますので、申請後、照会書を本人あてに郵送します。照会書の回答欄(回答書)に本人が必要事項を記入して、指定期限までに印鑑とともに申請した窓口へ本人が持参してください。これによって印鑑が登録されます。また、代理人に依頼するときは「委任状」が必要です。回答書を持参を代理人に依頼するときも、「委任状」と代理人の印鑑が必要です。登録されたかたには「印鑑登録証」を交付します。

委任状の例

目黒区長あて	委 任 状	平成 年 月 日
	住所 _____	
	氏名 _____ (登録印)	
	生年月日 _____	
私は下記の者を代理人と定め、次の権限を委任いたします。		
	委任事項 (例) 印鑑登録申請の件	
	代理人 住所 _____	
	氏名 _____	
	生年月日 _____	

❑ 点線内に委任する事項を記入してください

❑ 委任状は「委任状の例」を参考に、必ず登録する本人が全文(代理人住所・氏名・生年月日を含む)を自筆で記入し、押印してください。パソコン等で作成した委任状は認められませんが、本人が自筆できないやむを得ない事情がある場合は、お問い合わせください

●登録申請をしてすぐに証明書が必要なかた

申請者が本人であることが確認できる次のいずれか(有効期限内のもの)を持参してください。

なお、代理人が申請する場合は、即時登録はできません。

- ① 住民基本台帳カード(顔写真のあるもの)
- ② 運転免許証
- ③ パスポート
- ④ 在留カード・特別永住者証明書
- ⑤ 本人確認をしたうえで発行された官公署の許可証・身分証明書(写真付きでプレス印のあるもの、または写真を特殊加工してあるもの)
- ⑥ 都内で印鑑登録している人の保証書(印鑑登録申請書裏面の保証人欄に、保証人が自署および登録印を押印したもの。なお、区外の人が保証人であるときは、保証書のほかに、発行から3カ月以内の保証人の印鑑登録証明書が必要)

●登録できない印鑑

- ① 住民票に記載されている氏名または氏・名を表していないもの
- ② 職業・資格など氏名以外の事項を表しているもの
- ③ 印影の大きさが一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの。一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの
- ④ ゴム印など、印材の変化しやすいもの
- ⑤ 印影が不鮮明、または文字の判読ができないもの。流し込み、プレス印など同一形態で量産されているもの。印面が破損しているもの。そのほか指輪になっている印鑑など、区長が不適当と認めたもの

●届け出が必要とき

- ① 印鑑登録証をなくしたとき
 - ② 登録を廃止、またはその印鑑を紛失などにより使用できなくなったとき
 - ③ 印鑑登録証がひどく汚れたり傷ついたりしたとき
- ②、③の届け出には「印鑑登録証」をお持ちください。代理人の場合は「委任状」も必要です。

部の課題・重点施策

産業経済部

事業名	内容
制度融資 (産業経済・消費生活課)	区内中小企業の資金需要に適切に対応するため、制度の充実や PR に取り組む必要がある。 ・ 27 年度から環境配慮の設備導入の利率優遇拡大や創業支援融資における信用保証料補助を開始する。 ・ 26 年度までの案内パンフレット (A4 サイズ 8 ページ分 1 枚折畳式) について、27 年度用は冊子タイプ (A4 版 12 ページ) で作成し、より見やすくかつ新たな制度の詳しい説明を掲載した。
商業振興 (産業経済・消費生活課)	各商店街で抱える個別の課題について、適切な支援が求められている。 ・ 老朽化した街路灯など商店街設備に関する支援に取り組む。 ・ 27 年度から商店街の自主的で幅広い活動を支援するプロモーション事業を実施する。
工業振興 (産業経済・消費生活課)	中小企業において経営安定化のため、販路拡大や情報収集等に関する支援が求められている。 ・ 26 年度に引き続き、展示会出展経費の補助、商談会の開催、異業種交流団体への支援、各種セミナーの開催、中小企業診断士による受発注相談や創業相談等を実施していく。
消費生活 (産業経済・消費生活課)	多様化・複雑化する消費生活相談への的確な対応、及び区民の消費者力 (自ら適切な商品を選び、購入や契約を行い、使用または利用する力) 向上が求められている。 ・ 26 年度に引き続き、各種研修制度やセミナー等の活用により相談員の質的向上を図りつつ、区報、ホームページ、消費生活情報紙等による広報や専門相談員による出張講座など、啓発事業の充実を図る。

部の課題・重点施策

文化・スポーツ部

事業名	内容
文化・交流事業 (文化・交流課)	1 国内外の自治体との交流促進 来訪が延期となっている友好都市・北京市東城区交流団との交流を再開させるとともに、ソウル特別市中浪区との交流を充実させていく等、海外都市との交流促進を図っていく。また、国内においては友好都市・角田市及び気仙沼市をはじめ、各自治体と芸術・文化、観光等各種事業を展開していく。 2 区民まつりの今後の展開 40周年を来年に控えた区民まつりも、近年では開催場所の固定化や地域の祭礼行事と日程が重なるなど、様々な課題に直面している。これらを解決し地域の活性化に寄与するため、区民と意見交換する場を設け、今後のまつりのあり方について検討していく。 3 めぐろ芸術文化振興プランの改定 目黒区芸術文化振興条例第4条の規定に基づき、平成17年度に策定しためぐろ芸術文化振興プランを平成27年度中に改定する。 4 目黒区観光ビジョン改定に基づく事業推進 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催等をきっかけに、増加が見込まれる国内外からの来訪者に向け、わかりやすい情報の提供、おもてなしの環境、マインドづくりに取り組んでいく。
スポーツ振興事業 (スポーツ振興課)	1 スポーツ事業の充実 だれもが、いつでもスポーツに親しめる生涯スポーツの振興を図るとともに、スポーツの効用を活かした区民の生きがいづくり、健康づくり、交流機会づくり、コミュニティづくりなどを通じて、地域の活性化に寄与するため、スポーツ事業の充実を図る。

	2 スポーツ推進計画の策定 スポーツ基本法第10条（地方スポーツ推進計画）の規定に基づくスポーツ推進計画を平成27年度中に策定する。 3 オリンピック・パラリンピック気運醸成事業 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機とし、地域からの気運醸成事業の実施により、スポーツ振興による地域の更なる活性化を図る。
--	--